

水道・下水道の使用中止 に関する手続きについて

水道の使用を中止する場合は、検針票などに記載されているお客様番号（もしくは、契約住所・氏名）、転居日、精算方法、転居先の住所を問いただし先に届け出、または連絡してください。

届け出または連絡がない場合は、基本料金が引き続き発生しますので、お忘れのないようにしてください。

●精算方法について

納付書によるお支払いまたは口座引落となります。

【納付書によるお支払い】

・納付書は、転居先の住所に送付します。
（納付書裏面に記載の取扱金融機関でお支払いいただくと手数料がかかります。）

※コンビニ・郵便局でのお支払いは出来ません。

※お近くに金融機関が無い場合、納付書と現金をお釣が出ないように現金書留にて当課まで送付してください。

【口座引落】

・毎月25日（25日が休日の場合は翌営業日）に前月分の料金を口座から引き落とします。引落予定額が記載さ

れている検針票を転居先の住所に送付しますので、ご確認ください。

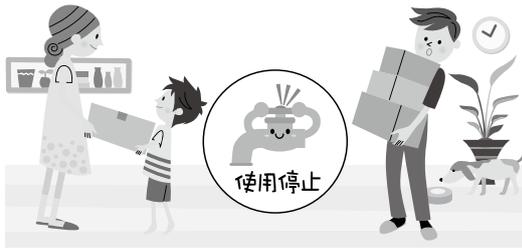
※口座解約などの理由により引落不能になった場合、後日納付書を送付します。

●使用者などが変わるとき

水道の使用者、支払方法などを変更される場合は、問い合わせ先まで届け出、または連絡してください。

【問い合わせ先】

・環境水道課業務係
☎0137-63-2020
・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3111



ほくでんネットワーク からのお知らせ

令和8年5月から、引越しなどによる電気の使用開始時には、あらかじめ契約を希望する電力会社に対して使用開始の手続きを行う必要があります。

ほくでんネットワークは、使用開始手続きを行った電力会社からの依頼を受けて、使用開始日までに遠隔で通電を行います。電気を使用することが決まりましたら、手続きを早めに行ってください。

なお、電力会社（小売電気事業者）とは、一般のご家庭や企業に電気を販売する事業者のことです。事業者一覧は資源エネルギー庁のHPなどで確認できます。

【問い合わせ先】

ほくでんネットワーク(株)
八雲ネットワークセンター
☎0120-06-0913
（ガイダンス5）

危機対策課からのお知らせ

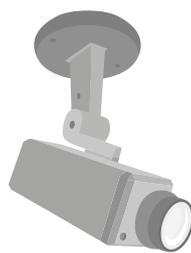
防犯カメラ増設について

町民の皆さまが安全で安心して暮らせるよう、町内に新たに2台の防犯カメラを増設しました。

防犯カメラは、通学路などで犯罪の発生抑止を図り、町民の皆さまの安全安心を守るためのものです。ご理解とご協力をお願いします。

【防犯カメラの増設場所】

- ①八雲小学校前付近
- ②八雲警察署前付近



自転車にも交通反則通告 制度が適用されます

令和8年4月から道路交通法が改正され、16歳以上の自転車運転者に対して、これまで車両の運転手に適用されてきた交通反則通告制度が適用されます。

（広告）

ヒゲ脱毛・全身脱毛・介護脱毛・キッズ脱毛 男女OKの最新マシン

ワンコイン! 500yen 脱毛

初めて体験キャンペーン
気になる部位どこでも1か所500円!

無料カウンセリング 実施中!

オープン10周年
キャリアの嬉しいが
体感の違い!

フェイシャルエステ・アロマボディエステ
ブライダルエステ・スリミング・ヒーリングも!

エステ & 脱毛サロン
デイジーローズ 080-1892-9922

〒049-3124 北海道二世部八雲町浜松152 温泉ホテル 八雲 遊楽亭 1F 10:00-22:00



町HP

詳しくは、町HPを参考にしてください。

【問い合わせ先】
危機対策課交通防犯係
☎0137-62-2226